

令和7年3月7日

都市区等医師会長 殿

大阪府医師会長
加納 康至
(公印省略)

指定難病の追加並びに診断基準及び重症度分類等の改正等について

平素は本会事業に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、別添のとおり日本医師会より通知がありました。

本通知は、難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく医療費助成の対象疾病について、令和7年4月1日から7疾病の追加(計348疾病)、2疾病の名称変更をするとともに、診断基準及び重症度分類等(以下「診断基準等」)、並びに診断書(以下「臨個票」)に係る関連通知等を改正する旨の通知が厚生労働省より各都道府県等宛に出されたことをお知らせするものです。

今般の改正による診断基準等及び臨個票、周知用リーフレットにつきましては、3月中旬に下記サイトに掲載される予定となっております。

貴会におかれましても、本件をご了知の上、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

記

○厚生労働省ホームページの URL

診断基準等及び臨床調査個人票

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000084783.html>

難病医療費助成制度の対象疾病(指定難病)の拡大に関するリーフレット

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nanbyou/index.html

(添付資料)

○ 難病医療費助成制度の対象疾病(指定難病)の拡大に関するリーフレット

(日本医師会雑誌3月号に同封し会員へ送付)

○ 難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病及び同法第7条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度の一部を改正する件(令和6年厚生労働省告示第382号)令和6年12月27日官報

○ 「指定難病に係る診断基準及び重症度分類等について」の一部改正について

(令和6年12月27日付健生発1227第3号厚生労働省健康・生活衛生局長通知)

○ 「指定難病に係る臨床調査個人票について」の改正について

(令和7年2月25日付健生難発0225第1号厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課長通知)

<担当> 大阪府医師会地域医療2課 吉田・松岡

〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22

TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737